

第6回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成26年12月22日(月)午後3時00分から午後4時17分まで

2 開催場所 幕別町役場5階会議室

3 出席委員(25名)

会長	26番	谷内	雅貴
会長職務代理者	25番	田邊	忠幸
委員	1番	石川	雅洋
	2番	加藤	宏
	3番	大野	和也
	4番	高橋	秀樹
	5番	井田	留吉
	6番	中島	孝
	7番	大道	健實
	8番	斉藤	一男
	10番	渡邊	ひろ子
	11番	蛭原	一治(遅参)
	12番	鬼頭	良市
	13番	白木	孝和
	14番	深松	俊英
	15番	宗廣	武夫
	16番	国枝	隆幸
	17番	千葉	茂喜
	18番	森	勤子
	19番	鯖戸	英明
	20番	尾藤	欣二
	21番	大澤	慶博
	22番	高野	英一
	23番	前川	厚司
	24番	香西	浩志

4 欠席委員(1名)

9番 小原喜久雄

5 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告
 - 第1号 農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について
 - 第2号 農地法第5条の規定による許可について
 - 第3号 農地等一時転用に係る復元状況の報告について
 - 第4号 農地台帳整備に係る現況地目の確認について
 - 第5号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について
- 5) 議案

- 第1号 農用地の買入協議に係る要請について
- 第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4号 農地法第5条許可に係る事業計画の変更について
- 第5号 現況証明について

- | | | |
|---|------------|-------|
| 6 | 事務局長 | 高橋 宏邦 |
| | 農地振興係長 | 鯨岡 健 |
| | 忠類支局農地振興係長 | 伊藤 憲彦 |
| | 農地振興係主査 | 佐瀬 洋美 |
| | 農地振興係主事 | 川本 貴士 |

7 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第6回農業委員会総会を開催いたします。次に議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。議事録署名委員に、12番鬼頭委員、13番白木委員、を指名いたします。よろしくお願いいたします。
----	---

議長	次に諸般の報告を事務局から申し上げます。
----	----------------------

事務局	諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、9番小原委員より欠席、11番蛭原委員より遅参する旨の届け出がございましたので、ご報告いたします。
-----	---

議長	次に報告第1号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を議題といたします。事務局から報告第1号1番から26番の説明をいたします。
----	--

事務局	【報告第1号1番から26番について議案書をもとに朗読】
-----	------------------------------------

事務局	案件は議案書1ページから6ページまでの26件でございます。いずれも書類等が完備されておりましたので、受理いたしました。以上で報告を終わります。
-----	---

議長	報告第1号1番から26番について説明を申し上げました。質問ございませんか。
----	---------------------------------------

(発言なし)

質疑がないようですので、報告第1号1番から26番については、報告のとおり承認されました。

(11番：蛭原委員入室)

次に報告第2号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。事務局から報告第2号1番、2番の説明をいたします。

事務局

【報告第2号1番、2番について議案書をもとに朗読】

事務局

案件は議案書7ページの平成26年10月29日第4回総会で審議された2件でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。なお、記載のとおり条件を付し、平成26年11月26日付けで許可をしております。以上で報告を終わります。

議長

報告第2号1番、2番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

質疑がないようですので、報告第2号1番、2番については報告のとおり承認されました。

事務局

次に報告第3号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」を議題といたします。事務局から報告第3号1番、2番を説明いたします。

【報告第3号1番、2番について議案書をもとに朗読】

事務局

案件は議案書8ページの平成26年5月14日、3月26日に許可をしておりました2件でございます。平成26年12月8日、11日付けでそれぞれ完了報告を受理し、12月16日の現地調査で農地として復元されていることを確認いたしました。以上で報告を終わります。

議長

報告第3号1番、2番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、報告第3号1番、2番については報告のとおり承認されました。

事務局

次に報告第4号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題といたします。事務局から報告第4号1番から3番を説明いたします。

【報告第4号1番から3番について議案書をもとに朗読】

事務局

案件は議案書9ページの3件でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。12月16日、17日の現地調査で農地採草放牧地以外と確認い

<p>議長</p>	<p>たしました。以上で報告を終わります。</p> <p>報告第4号1番から3番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑がないようですので、報告第4号1番から3番については報告のとおり承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に報告第5号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。事務局から報告第5号1番から10番の説明をいたします。</p> <p>【報告第5号1番から10番について議案書をもとに朗読】</p> <p>事務局</p> <p>案件は今月15日に町公社が利用調整を行った9件と、17日に利用調整を行った1件の合わせて10件であります。内容につきましては記載のとおりでございます。以上で報告を終わります。</p> <p>議長</p> <p>報告第5号1番から10番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>議長</p> <p>質疑がないようですので、報告第5号1番から10番については報告のとおり承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に議案第1号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。議案第1号1番から5番について事務局から説明をいたします。</p> <p>【議案第1号1番から5番について議案書をもとに朗読】</p> <p>事務局</p> <p>以上の案件は報告第5号の幕別町農業振興公社が行った利用調整の内の5件でございます。幕別町に対しまして、農業経営基盤強化促進法第16条第1項に基づき要請をするものでありますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p> <p>議長</p> <p>議案第1号1番から5番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>議長</p> <p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号1番から5番について原</p>

案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第1号1番から5番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案第2号1番、2番について事務局から説明を申し上げます。

事務局 【議案第2号1番、2番について議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容はお手元にございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の1ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番 6番ご報告いたします。この案件は更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでおりますので、今回の利用権の設定については問題ないものと思っております。よろしく申し上げます。

議長 それでは質疑を行います質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号1番、2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号1番、2番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号3番、4番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号3番、4番について議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、別添調査書2ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19 番 19 番説明いたします。この案件は更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 3 番、4 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第 2 号 3 番、4 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第 2 号 5 番、6 番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 2 号 5 番、6 番について議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、別添調査書 3 ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から補足説明をお願いします。

14 番 14 番報告いたします。この案件は更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 5 番、6 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第 2 号 5 番、6 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第 2 号 7 番から 10 番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 2 号 7 番から 10 番について議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、別添調査書 4 ページ、5 ページに記載されてお

ますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から補足説明をお願いします。

25番 25番説明いたします。これらの案件につきましては更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号7番から10番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号7番から10番は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案第2号11番から16番について事務局から説明いたします。

事務局 **【議案第2号11番から16番について議案書をもとに朗読】**

事務局 以上の計画要請の内容は、別添調査書6ページから8ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から補足説明をお願いします。

15番 15番説明いたします。これらの案件につきましては更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号11番から16番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号11番から16番は原案のとおり可決されました。ここで事務局の方から訂正がございますので、よろしくお願いいたします。

事務局 16 ページの 5 番、6 番ですが、面積を 40 万㎡と説明いたしましたが、4 万㎡の間違いでありますので、訂正をお願いいたします。

議長 次に議案第 2 号 17 番から 20 番について事務局から説明いたします。

事務局 **【議案第 2 号 17 番から 20 番について議案書をもとに朗読】**

事務局 以上の計画要請の内容は、別添調査書 9 ページ、10 ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18 番 18 番ご説明いたします。これらの案件は更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思ます。以上で説明を終わりたいと思ます。よろしくをお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 17 番から 20 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第 2 号 17 番から 20 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第 2 号 21 番、22 番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第 2 号 21 番、22 番について議案書をもとに朗読】**

事務局 以上の計画要請の内容は、別添調査書 11 ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

7 番 7 番説明いたします。この案件は後継者への借換えに伴うものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思ます。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 21 番、22 番について原

案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号21番、22番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号23番、24番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第2号23番24番について議案書をもとに朗読】**

事務局 以上の計画要請の内容は、別添調査書12ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

25番 25番説明いたします。この案件につきましては、後継者への借換えに伴うものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号23番、24番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号23番、24番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号25番、26番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第2号25番、26番について議案書をもとに朗読】**

事務局 以上の計画要請の内容は、別添調査書13ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

12番 12番ご説明申し上げます。この案件は、本来地区担当農業委員は鯖戸委員でございしますが、利用調整会議に代りに地区担当委員として出席しておりますので、私の方からご説明申し上げます。この案件は毎月15日に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回

の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号25番、26番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号25番、26番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号27番、28番につきましては、鯖戸委員の案件が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。

(19番：鯖戸委員退席)

議長 それでは議案第2号27番、28番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号27番、28番について議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、別添調査書14ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

12番 12番ご説明申し上げます。この案件も本来地区担当農業委員は鯖戸委員でございますが、利用調整会議に代りに地区担当委員として出席しておりますので、私の方からご説明申し上げます。この案件も今月15日に町公社が利用調整を行った案件でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明終わります。よろしくをお願いします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号27番、28番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号27番、28番は原案のとおり可決されました。

(19 番：鯖戸委員着席)

議長 次に議案第 2 号 29 番、30 番について事務局から説明いたします。

事務局 【議案第 2 号 29 番、30 番について議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書 15 ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

8 番 8 番説明します。この案件につきましては今月 17 日に町公社が利用調査を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定は問題ないと思います。以上です。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 29 番、30 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第 2 号 29 番、30 番は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案第 2 号 31 番について事務局から説明いたします。

事務局 【議案第 2 号 31 番について議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、別添調査書 16 ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読を終わります。

議長 それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16 番 16 番説明いたします。この案件は今月 15 日に町公社が利用調整を行った案件でございます。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の所有権移転については問題ないと思います。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 31 番について原案のとおり

り決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号31番は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案第2号32番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第2号32番について議案書をもとに朗読】**

事務局 以上の計画要請の内容は、別添調査書16ページ下段に記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

14番 14番説明いたします。この案件も今月15日に町公社が利用調整を行った案件でございます。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の所有権移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号32番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号32番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号33番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第2号33番について議案書をもとに朗読】**

事務局 以上の計画要請の内容は、別添調査書17ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番 19番説明いたします。この案件は今月15日に町公社が利用調整を行ったものでございます。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の所有権の移転については、問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号33番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号33番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号34番について事務局から説明いたします。

事務局 **【議案第2号34番について議案書をもとに朗読】**

事務局 以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書17ページ下段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

8番 8番説明します。この案件につきましては、今月17日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の所有権移転につきましては問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号34番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号34番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号35番、36番について事務局から説明いたします。

事務局 **【議案第2号35番、36番について議案書をもとに朗読】**

事務局 以上の計画要請の内容は、別添調査書18ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番 19番説明いたします。これらの案件は先月、買入要請を行ったものでございます。譲受人は農地保有合理化法人であるため、今回の所有権移転については

問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号35番、36番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号35番、36番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号37番について事務局から説明いたします。

事務局 **【議案第2号37番について議案書をもとに朗読】**

事務局 以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書19ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番 22番説明いたします。この案件につきましては、本来小原委員が地区担当委員であります。本日総会に欠席であることから私の方から説明させていただきます。本件は先月買入れ要請を行ったものでございます。譲受人は農地保有合理化法人であるため、今回の所有権移転については問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号37番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号37番は原案のとおり可決されました。

11番 議長、議案第3号に入る前に質問があるのですがよろしいですか。

議長 はい。

11番 報告第5号の利用調整結果なので、6番が議案案件として提出が1号及び2号にない状況にあるが、利用調整はしたけども何も動いてないことは、問題では

ないのか。報告5号の6番、これ本来であれば1号議案か2号議案に出てきますよね。利用調整結果で報告しているのに、それが何もないことはそのまま保留状態とのことなのか。

事務局

こちらは所有権移転の契約が、町議会の議決案件となります。今後、3月開催の定例議会で審議後、所有権移転となりまして今回は利用調整の報告のみとなります。議会の議決後に議案として総会に提案いたします。

11番

今聞いたのは分かりますが、町有地を第三者に売却ですよね。売却が決定していないうちに利用調整を行うことが可能なのか。町の財産を売却することが決定していないのでは。

事務局

売ることは決まっています。相手方と金額の議決を得た後契約することとなります。

11番

値段によっては売却しないこともあるのか。

事務局

そのようなことはありません。

11番

町有財産処分する時って、このような方法で問題ないのか。

事務局

町の議会の議決案件になるのは、面積が1万㎡以上で、金額が1千万円以上となり、議会の議決が終わった後でないと契約ができません。それ以外の面積、金額は普通どおりの斡旋であり、入札となりまして値段の高い方に売却することとなります。

11番

今までと方法が違うがどうか。

事務局

今回の面積は、議会の議決案件となる面積を超えるものでしたので、今回は報告第5号で報告し、後は3月以降に提案することとなります。

11番

このような方法は、普通一般の利用調整も可能と解釈してもよいか。

事務局

町が所有している農地の売却は全て斡旋にかけております。

11番

今回は、金額が高く地方自治法に問題ないのかどうか確認したい。

事務局

自治法上で議会の議決を得なければ売却できません。今回説明が不足いたしました、今回は報告だけというかたちになります。

11番

仮に結果、利用調整の金額によっては、町は売却しないこともあり得るのか。

事務局

自治法上適正価格で売却しなければならないことになっております。基本的に斡旋にかけておりますことから、議決にならないということはないと思います。

議長

よろしいですか。

議長 次に議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第3号1番について事務局から説明いたします。

事務局 **【議案第3号1番について議案書をもとに朗読】**

事務局 この案件は、別添農地法第3条調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番 19番説明いたします。この案件につきましては、後継者への使用貸借による経営移譲でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。次に採決をいたします。議案第3号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第3号1番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第3号2番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第3号2番について議案書をもとに朗読】**

事務局 この案件は、別添調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

25番 25番説明いたします。この案件につきましては、後継者への使用貸借による経営移譲でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第3号2番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第3号3番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号3番について議案書をもとに朗読】

事務局 この案件は、別添農地法第3条調査書3ページに記載されておりますように、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

21番 21番説明いたします。この案件につきましては、後継者への使用貸借による経営移譲であります。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局説明のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号3番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第3号3番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第3号4番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号4番について議案書をもとに朗読】

事務局 本件は新規の農業生産法人設立に伴う農地の使用貸借であります。申請人が農業経営を存続するにあたり、経営基盤の強化を図ることを目的に、その経営を法人化するものであります。別添農地法第3条調査書4ページに記載されておりますように、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

21番 21番説明いたします。この案件につきましては、農業生産法人の設立に伴う農地の使用貸借であり、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局の説明のとおりでございますので、よろしく願い

たします。

議長 本件につきましては、新規法人による農地の貸借でありますので、農地部会を開催し協議していただいております。大道農地部会長より報告をお願いいたします。

7番 農地部会からご報告申し上げます。去る12月12日新規法人による農地の使用貸借であるため、農地部会を開催し事業計画等の内容を確認いたしました。申請者は意欲的であり、農業生産法人の要件及び許可要件を満たしていることから特に問題はないと協議を終えておりますので、ご報告申し上げます。以上です。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号4番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第3号4番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第3号5番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第3号5番について議案書をもとに朗読】**

事務局 この案件は、別添調査書5ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

25番 25番説明いたします。この案件につきましては、去る12月16日、石川委員、鬼頭委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局説明のとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号5番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第3号5番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第3号6番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第3号6番について議案書をもとに朗読】**

事務局 この案件は、別添調査書6ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

7番 7番説明いたします。去る12月16日、石川委員、鬼頭委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号6番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第3号6番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第3号7番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第3号7番について議案書をもとに朗読】**

事務局 この案件は別添調査書7ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

15番 15番説明いたします。この案件につきましては、後継者への生前贈与の所有権移転でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号7番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第3号7番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第3号8番について事務局から説明いたします。

事務局 **【議案第3号8番について議案書をもとに朗読】**

事務局 この案件は、別添調査書8ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

13番 13番説明いたします。去る12月16日、石川委員、鬼頭委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりでございます。よろしく願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号8番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第3号8番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第3号9番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第3号9番について議案書をもとに朗読】**

事務局 この案件は別添調査書9ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

7番 7番説明いたします。去る12月16日、石川委員、鬼頭委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりでございますので、よろしく願いします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号9番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第3号9番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第4号「農地法第5条許可に係る事業計画の変更について」を議題といたします。議案第4号1番について事務局から説明いたします。
事務局	【議案第4号1番について議案書をもとに朗読】
事務局	本件につきましては、育成牛舎の建設を目的に平成26年6月27日の第36回総会で審議されまして、平成26年7月18日付けで許可をいただいたものがあります。この度申請人から工事請負業者が受注しております工事が予定どおり進まなくて、許可をいただいた10月30日までに完成することができないということから、工期を平成27年1月31日まで延期させていただきたい旨の申請があったものです。以上で議案の朗読と説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第4号1番は原案のとおり可決されました。
議長	次の議案第4号2番につきましては、鯖戸委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。それでは議案第4号2番について事務局から説明いたします。
	(19番：鯖戸委員退席)
事務局	【議案第4号2番について議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は建設業者の住宅受注件数過多のため、工期延長に伴い工事期間の変更をするものでございます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第4号2番は原案のとおり可決されました。 (19番：鯖戸委員着席)
議長	次に議案第5号「現況証明について」を議題といたします。議案第5号1番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第5号1番について議案書をもとに朗読】
事務局	以上で議案の朗読を終わります。
議長	地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
19番	19番説明いたします。この案件につきましては、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。去る12月16日、石川委員、鬼頭委員、事務局とで現地を確認していただき、農地採草放牧地以外ということで確認をいただいております。よろしくをお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第5号1番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第5号2番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第5号2番について議案書をもとに朗読】
事務局	以上で議案の朗読を終わります。
議長	それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
10番	10番説明いたします。この案件につきましては、地目変更登記を目的に説明

を求めるものであります。12月17日、井田委員、蛭原委員、事務局とで農地採草放牧地以外ということでご確認をいただいております。よろしく願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第5号2番は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案第5号3番につきましては、大澤委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(21番：大澤委員退席)

議長 それでは議案第5号3番について事務局から説明いたします。

事務局 **【議案第5号3番について議案書をもとに朗読】**

事務局 以上で議案の朗読を終わります。

議長 それでは地区担当委員から補足説明をお願いします。

6番 6番説明いたします。この案件につきましては、本来地区担当委員は大澤委員であります。が、議事参与にあたることから私が地区担当委員として現地調査を行いましたので、私の方から説明します。本件は地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。去る12月17日、井田委員、蛭原委員、事務局とで農地採草放牧地以外ということで確認しております。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号3番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第5号3番は原案のとおり可決されました。

(21番：大澤委員着席)

議長

議案は以上であります。
これをもちまして、第6回農業委員会総会を閉会いたします。

上記の会議の顛末を記たることに相違ないことを証明するためにここに署名、押印する。

議事録署名委員

12 番 印

13 番 印

議長 印